

一[ハートワン]リフォームローン規約一

第1条(契約の成立)

- (1)リフォームローン契約(以下「本契約」という)は、本規約を承認のうえ大和ハウスフィナンシャル(以下「乙」という)に対して融資申込みを行ったお客様のうち、乙が所定の手続により融資することを承認したお客様(以下「甲」という)に融資(以下「本件融資」という)を実行することをもって成立するものとします。なお、審査結果は乙が所定の方法により甲へ連絡するものとし、乙においては、甲が希望した融資金額、返済方法等を変更して融資を承認する場合があります。
- (2)甲における本契約申込み目的は、乙所定の改修工事請負業者(以下「リフォーム業者」という)が行う住居等の改修工事(以下「リフォーム工事」という)にかかる費用、およびこれに付随する諸費用の支払いの目的に限るものとし、申込みに際しては、リフォーム業者の発行する「見積書」(以下「見積書」という)が必要となります。

第2条(融資の実行)

- (1)本件融資の実行は、リフォーム業者が発行する「工事完了報告書兼融資実行依頼書」(以下「完了報告書」という)を取得していること並びに完了報告書受領後の甲に対する融資内容の確認ができていたことを条件とし、乙が、当該確認ができた日より5営業日以内に実行するものとします。
- (2)本契約に基づき乙が甲に融資する金額(以下「融資金」という)は、見積書記載の金額を上限とし、完了報告書記載の金額とします。
- (3)本件融資の実行は、リフォーム業者名義の金融機関口座に振り込む方法により行うものとします。

第3条(融資金等の返済)

- (1)甲は、本件融資にかかる融資金及び利息(以下、併せて「融資金等」という)につき、融資実行の日属する月の翌々月から、毎月4日(金融機関休業日に該当する場合は翌営業日とし、以下「支払日」という)に、預金口座振替依頼書で指定した金融機関の口座(以下「支払口座」という)から、自動振替の方法で支払うものとします。
- (2)返済方法は、元利均等返済方式(均等払い、またはボーナス併用払い)とし、月々の返済金額(以下「返済金」という)は、乙が決定の上別途書面でお知らせいたします。
- (3)甲は、乙所定の方法により、翌支払日の返済金を任意に増額または支払日前にご返済いただくことができるものとします。この場合の利息については、ご利用日、または前回お支払いいただいた日の翌日から支払日当日までの日割り計算によって計算された金額といたします。

< 繰上返済をご希望される場合の連絡先 >
ハートワンローンデスク
< 業務委託先 株式会社クレディセゾン >
東京 03-5996-9132
大阪 06-7709-8142
(10:00~18:00 日曜日休)

第4条(利息及び遅延損害金)

- (1)融資利率は、乙が甲に対して別途書面でお知ら

せします。第1回利息については、融資実行日の翌日から第1回目の支払日までの日数に応じた金額を、また第2回目以降の利息については前回の支払日の翌日から次回の支払日までの日数に応じた金額を支払うものとします。なお、融資の当日に融資金の全額をお支払いされた場合でも、一日分の利息をいただきます。

- (2)甲が、返済金の支払いを遅延したとき(期限の利益を喪失した場合を除きます)は、支払期日の翌日から支払日に至るまでの当該返済金に対し、融資利率の1.46倍の実質年率(ただし、年6.0%を上限とします)で計算された額の遅延損害金を乙に支払うものとします。
- (3)甲が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで融資金等合計の残金全額に対し、融資利率の1.46倍の実質年率(ただし、年6.0%を上限とします)で計算された額の遅延損害金を乙に支払うものとします。
- (4)融資利率及び遅延損害金の実質年率は、著しい金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、乙の判断により変更できるものとします。
- (5)利息及び遅延損害金は、当該年率を基礎として日割り計算を行います。
- (6)融資利率が利息制限法第1条1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について甲に支払い義務はありません。

第5条(費用の負担)

甲は、第4条(利息及び遅延損害金)に定めるほか、甲の都合により第3条(融資金等の返済)以外の支払方法において発生した乙に対する返済金の支払いに要する送金手数料等、甲が乙に対し支払う返済金について新たに公租公課が課された場合及び公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第6条(支払停止の抗弁)

- (1)甲は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、乙に対する支払いを停止することができるものとします。
- ①リフォーム工事の引き渡し、権利の移転又は役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ)がなされないこと。
- ②リフォーム工事に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
- ③その他リフォーム工事について、リフォーム業者に対して生じている事由があること。
- (2)乙は、甲が(1)の支払いの停止を行う旨を乙に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
- (3)甲は、(2)の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、リフォーム業者と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4)甲は、(2)の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を乙に提出するよう努めるものとします。また、乙が上記の事由について調査する必要があるときは、甲はその調査に協力するものとします。
- (5)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ①本契約が割賦販売法の適用を受けないとき。
- ②乙が別途送付する「ご利用内容のご案内」記

- 載のお支払い予定総額が4万円に満たないとき。
- ③甲による支払い停止が信義に反すると認められたとき。
- ④(1)①~③の事由が甲の責に帰すべきとき。

第7条(充当順位)

甲は、本件融資に基づく債務および本契約以外の乙との取引に基づく債務の全額に満たない弁済をしたときは、その返済金について、乙の定める順序および方法により充当されます。

第8条(期限の利益の喪失)

- 甲が、次の各号の一つでも該当したときは、乙から通知催告がなくとも乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利息を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- ①支払い期日に返済金の支払いを遅滞し、乙から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ②差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分等公権力の処分を受けたとき。
- ③甲又は甲の経営する会社が破産、民事再生、会社更生、特別清算または特定調停の手続を申し立てられ、もしくはこれらの申し立てをしたとき。
- ④自ら振出したまたは引受けた手形、小切手が1回でも不渡りになったとき。
- ⑤申込書上の申告内容に虚偽があったことが判明したとき。
- ⑥本申込条項に重大な違反があったとき。
- ⑦本契約以外の乙との契約に違反し、または当該契約につき期限の利益を喪失したとき。
- ⑧その他資産、信用状態が悪化し、乙が債権保全のため必要と認めたととき。

第9条(届出事項の変更)

- (1)甲は申込書に記載した氏名、住所、支払口座等に関して本契約成立後変更があった場合、遅滞なく乙に対して書面で届出するものとします。
- (2)甲が前項の届出を怠ったため、乙からなされた通知、または送付された書類が延着し、または到着しなかったときは、通常到着すべきときに甲に到着したものとします。

第10条(その他承諾事項)

- 甲は以下の事項を予め承諾します。
- (1)甲は、乙が本契約に基づく甲に対する債権を、必要に応じ取引金融機関又はその関連会社に譲渡すること、並びに乙が譲渡した債権を譲受人から再び譲受けることを予め承諾します。
- (2)甲は、乙が甲に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うことを予め承諾します。
- (3)甲は、乙が与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、甲の住民票または所得証明書類を取得させていただくことがあることを予め承諾します。
- (4)甲は、乙が甲に対し、与信および与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、甲の自宅、携帯、勤務先およびその他の連絡先にて電話確認を取らせていただくことがあることを予め承諾します。

第11条(裁判管轄)

甲と乙の間で万一訴訟の必要が生じた場合は、

訴額の如何にかかわらず、甲の住所地および乙の本社、もしくは営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め同意するものとします。

第12条(規約の改定変更)

本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、乙はホームページ(<http://www.daiwahousefinancial.co.jp/>)での告知その他乙所定の方法により甲にその内容の通知もしくは告知するものとし、甲はその改定変更された規約に従うことを予め承諾するものとします。

第13条(業務委託)

乙は、本融資業務・支払金回収業務・システム運用業務・その他各種問い合わせ業務及びこれらに付随する業務等を、株式会社クレディセゾンその他第三者に委託し、また融資後の債権管理業務の一部についてはジェービーエヌ債権回収株式会社に業務委託します。なお、甲は、当該業務委託先が本委託内容に必要な範囲で甲の個人情報を取扱うことについて予め同意するものとします。

【営業用リフォームローン特則】

第14条(適用)

リフォーム工事の目的が営業のためのものであるなど、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する場合、第13条までの規定に加え、本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先して適用いたします。

第15条(クーリングオフ)

別掲の確認書に定めるクーリングオフは、適用除外となります。

第16条(遅延損害金)

- 第4条(遅延損害金)②及び③は以下に読み替えるものとします。
- (2)甲が、返済金の支払いを遅延したとき(期限の利益を喪失した場合を除きます)は、支払期日の翌日から支払日に至るまでの当該返済金に対し、融資利率の1.46倍の実質年率で計算された額の遅延損害金を乙に支払うものとします。
- (3)甲が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで融資金等合計の残金全額に対し、融資利率の1.46倍の実質年率で計算された額の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第17条(支払停止の抗弁)

第6条(支払停止の抗弁)⑤以下を追加します。

⑤本契約が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、リフォーム工事の目的が営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき。

第18条(期限の利益の喪失)

第8条(期限の利益の喪失)①は以下に読み替えるものとします。

①リフォーム工事の目的が甲にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するときは、甲が返済金の支払いを1回でも遅滞したとき。

<お問い合わせ先>

大和ハウスフィナンシャル株式会社
〒541-0051
大阪府大阪市中央区備後町1丁目5-2
TEL:06-6229-7240
個別信用購入あっせん業者登録番号 近畿個第14号
貸金業者登録番号 近畿財務局長(2)第00803号
日本貸金業協会 会員第001319号